

## 初期加算、早期加算の算定要件等の見直し

骨子【Ⅱ－３（４）】

### 第１ 基本的な考え方

早期からのリハビリテーションを推進するため、疾患別リハビリテーション料の初期加算、早期リハビリテーション加算の評価を適正化する。

### 第２ 具体的な内容

- リハビリテーション料の初期加算、早期リハビリテーション加算の対象を、急性疾患及び急性増悪した慢性疾患に限る。疾患別リハビリテーション料における初期加算、早期リハビリテーション加算の算定起算日を見直す。

現 行	改定案
<p>【心大血管疾患リハビリテーション料】</p> <p>注２ 早期リハビリテーション加算 注３ 初期加算</p> <p>[算定対象] 心大血管疾患リハビリテーション料の算定患者のうち入院中のもの</p> <p>[算定できる期間の起算日] 治療開始日</p>	<p>【心大血管疾患リハビリテーション料】</p> <p>注２ 早期リハビリテーション加算 注３ 初期加算</p> <p>[算定対象] 心大血管疾患リハビリテーション料の算定患者のうち入院中のもの（急性疾患、手術、及び慢性疾患の急性増悪等の患者に限る。）</p> <p>[算定できる期間の起算日] 発症、手術若しくは急性増悪から 7日目又は治療開始日のいずれか 早いもの</p>
<p>【脳血管疾患等リハビリテーション料】</p>	<p>【脳血管疾患等リハビリテーション料】</p>

<p>注2 早期リハビリテーション加算 注3 初期加算</p> <p>[算定対象] 脳血管疾患等リハビリテーション料の算定患者のうち入院中等のもの</p>	<p>注2 早期リハビリテーション加算 注3 初期加算</p> <p>[算定対象] 脳血管疾患等リハビリテーション料の算定患者のうち入院中等のもの（<u>急性疾患、手術、及び慢性疾患の急性増悪等の患者に限る。</u>）</p>
<p>【運動器リハビリテーション料】 注2 早期リハビリテーション加算 注3 初期加算</p> <p>[算定対象] 運動器リハビリテーション料の算定患者のうち入院中等のもの</p>	<p>【運動器リハビリテーション料】 注2 早期リハビリテーション加算 注3 初期加算</p> <p>[算定対象] 運動器リハビリテーション料の算定患者のうち入院中等のもの（<u>急性疾患、手術、及び慢性疾患の急性増悪等の患者に限る。</u>）</p>
<p>【呼吸器リハビリテーション料】 注2 早期リハビリテーション加算 注3 初期加算</p> <p>[算定対象] 呼吸器リハビリテーション料の算定患者のうち入院中のもの</p> <p>[算定できる期間の起算日] 治療開始日</p>	<p>【呼吸器リハビリテーション料】 注2 早期リハビリテーション加算 注3 初期加算</p> <p>[算定対象] 呼吸器リハビリテーション料の算定患者のうち入院中のもの（<u>急性疾患、手術、及び慢性疾患の急性増悪等の患者に限る。</u>）</p> <p>[算定できる期間の起算日] <u>発症、手術若しくは急性増悪から7日目又は治療開始日のいずれか早いもの</u></p>
	<p>【（新）廃用症候群リハビリテーション</p>

	<p>ン料】</p> <p><u>注 早期リハビリテーション加算</u></p> <p>[算定できる期間]</p> <p><u>廃用症候群に先行する急性疾患等の発症、手術若しくは急性増悪又は廃用症候群の急性増悪から 30日</u></p> <p><u>注 初期加算</u></p> <p>[算定できる期間]</p> <p><u>廃用症候群に先行する急性疾患等の発症、手術若しくは急性増悪又は廃用症候群の急性増悪から 14日</u></p>
--	---

[経過措置]

平成 28 年 3 月 31 日時点で早期リハビリテーション加算又は初期加算を算定している者については、従来通りとする。

2. 疾患別リハビリテーション料について、標準的算定日数等に係る起算日を見直す。

現 行	改定案
<p>【脳血管疾患等リハビリテーション料】</p> <p>[標準的算定日数の起算日]</p> <p>それぞれ発症、手術又は急性増悪から 180日以内に限り所定点数を算定する。</p>	<p>【脳血管疾患等リハビリテーション料】</p> <p>[標準的算定日数の起算日]</p> <p><u>急性疾患、手術、及び慢性疾患の急性増悪等の患者はそれぞれ発症、手術又は急性増悪から 180日以内に限り、その他のものについては最初に診断された時点から 180日以内に限り所定点数を算定する。</u></p>

<p>【運動器リハビリテーション料】</p> <p>[標準的算定日数の起算日]  それぞれ発症、手術又は急性増悪から 150日以内</p>	<p>【運動器リハビリテーション料】</p> <p>[標準的算定日数の起算日]  <u>急性疾患、手術、及び慢性疾患の急性増悪等の患者はそれぞれ発症、手術又は急性増悪から 150日以内に限り、その他のものについては最初に診断された時点から 150日以内に限り所定点数を算定する。</u></p>
	<p>【(新) 廃用症候群リハビリテーション料】</p> <p>[標準算定日数の起算日]  <u>廃用症候群の診断又は急性増悪から 120日以内</u></p>

[経過措置]

平成 28 年 3 月 31 日時点で脳血管疾患等リハビリテーション料（廃用症候群の場合を含む。）及び運動器リハビリテーション料を算定している者については、当該時点における算定上限日数を適用する。